

令和7年(受)第1179号 損害賠償請求(国家賠償請求) 上告受理申立事件
申立人 江口 大和
相手方 国

上告受理申立理由補充書(4)

令和7年12月29日

最高裁判所 第二小法廷 御中

申立人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑

上告受理申立理由1(刑訴法198条1項ただし書及び198条2項の解釈の誤り)を以下のとおり補充する。

第1 黙秘権を踏まえ取調べ受任義務の不存在が正面から判断されなければならない

1 取調べを強制すれば被疑者が「圧力」を受けることは避けられない

本書面添付資料1の大橋靖史氏の補充意見書は、上告受理申立理由補充書(3)に添付した同氏の意見書を補充するものである。この意見書で詳細に検討されている心理学の知見を踏まえると、江口氏に対する川村検察官による取調べが、複数の種類の「圧力」を加えるものであったことが明らかとなる。

これらの「圧力」は、取調べの場所の閉鎖性(外部と隔離された空間に置かれること)や時間の拘束性(相手によって決められた時間、その場に留め置かれること)によっても生じるものである。したがって、個々の取調べ官の努力によって回避できるものではなく、必ず生じるものも含んでいる。このような「圧力」が強制的に加

えられることは、憲法で黙秘権が保障されていることと相容れない。最高裁大法廷平成11年3月24日判決が傍論において「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解すること」が「直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかである」などと判示したのは、取調べの実態を全く踏まえていない机上の空論というほかない。

さらに、取調官の心理を踏まえれば、大橋氏の意見書及び補充意見書で指摘されているような、取調官の言動による心理的・戦術的な「圧力」が加えられることも避けられない。取調官が「職務熱心」であればあるほどに、被疑者は取調室において「圧力」を受けることになる。このことは、本書面添付資料2の神奈川県弁護士会会長声明において、「検察官が、黙秘権行使をしている被疑者に対して長時間、取調べという名目で人格を否定する言動や威圧的な言動を繰り返し、重い精神的苦痛を与え、不安を覚えさせて、検察官の心証に沿う供述をするよう執拗に求め続けることは、決して珍しいことではない。」と指摘されていることから明らかである。江口氏に対して行われたことが、決して川村検察官個人の問題ではなく、捜査機関全体の問題であることは、弁護人として日々被疑者に対する取調べの状況に接している弁護士の共通認識である。

黙秘する被疑者に取調べを強制することを許す解釈が示されれば、今後も、全国各地の取調室で被疑者が「圧力」に晒されることになってしまう。それは憲法による黙秘権保障に明らかに整合しない事態である。

2 取調べの問題事例が続々と生じており最高裁判所の判断が必要である

本件の提訴及び取調べの録音録画映像の一般社会への公開を一つの契機として、全国で違法な取調べの事例がさらに次々に明らかとなっている。日弁連ウェブサイトや報道で概要が明らかにされている事例は、別紙一覧表及び本書面添付資料3のとおりである。

その中には、取調べが黙秘権を侵害するものであると認める判決が言い渡されたものもある。取調べにおいて「説得」することを許せば、大橋氏の補充意見書にあるような「圧力」を含む違法な取調べが行われることが避けられないことは、全国各地で取調べの問題事例が続出していることから明白である。今こそ最高裁判所によって、黙秘権を行使する被疑者に取調べを強制することは黙秘権侵害である旨の解釈が示されなければならない。

3 海外からも最高裁判所の判断が注目されている

本書面添付資料4・5のデイビット・T・ジョンソン氏の論文は、同様に黙秘権が保障されている他国と比べ、いかに日本の黙秘権が実質的に機能していないかを分析し、その根本原因と改革の方向性を論じるものである。この中で氏は、取調べ受忍義務について、法的に確固たる根拠がなく、法執行機関に好意的で被疑者や被告人の権利に無関心な裁判官による解釈により作り出されたものであり、これによって黙秘権が骨抜きにされているとして、厳しく批判している。そして、「日本の最高裁判所は自らが構築した取調べ受忍義務を囲む脆弱な法理を再考する必要がある」ことを指摘している。

最高裁判所の判断は、このように海外からも注目されている。

4 結論

以上のことから、本件においては、黙秘権を行使する被疑者に取調べを強制することが黙秘権侵害である旨の解釈が明確に示されるとともに、取調べ受忍義務などないことが明示されなければならない。

第2 取調べ受忍義務のみならず「出頭・滞留義務」をも否定する明確な判断が示されなければならない

1 近時「有力説」とされる出頭・滞留義務肯定説は黙秘権保障と相容れない

上告受理申立理由書（2）の33～35頁に述べたとおり、近時、取調べ受忍義務とは区別された出頭・滞留義務肯定説が「有力説」とであると評されることがある。同説の概要については、法務省「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会（第15回）」議事録24～26頁に示されている成瀬剛氏（東京大学教授）の以下の発言がわかりやすい。

「近時の学説においては、身柄拘束中の被疑者につき取調べ受忍義務とは区別された出頭・滞留義務を肯定する見解が有力に主張されています。この見解によれば、被疑者の身柄拘束期間には厳格な制限があり、捜査機関は、その限られた期間内に捜査を尽くして起訴・不起訴を決定しなければならないため、法が、被疑者の黙秘権を侵害しない範囲で、捜査機関側に一定の便宜を与えたのが出頭・滞留義務である、と説明されます。」

「有力説が述べる出頭・滞留義務は、被疑者に対する黙秘権保障の趣旨が実質的に損なわれない限りにおいて認められるものであり、取調べ受忍義務を認めるものではありませんので、捜査機関が黙秘している被疑者を説得しようとす

る場合には、特に慎重な対応が求められます。すなわち、捜査機関による説得には、説得を継続することが許される時間、説得の際に取り得る方法、説得の頻度・回数などについて、被疑者の黙秘権の実質的保障という観点から限界があると考えられます。」

この出頭・滞留義務肯定説は、被疑者に取調室への出頭や滞留を強制しても「黙秘権保障の趣旨が実質的に損なわれない」という前提に立っている点において、根本的に誤っている。大橋氏が意見書及び補充意見書に述べているとおり、被疑者が取調室に強制的に連行されれば、取調官の具体的言動いかんにかかわらず、取調べの場所の閉鎖性や時間の拘束性によって「圧力」を受けることになる。そのこと自体が、供述するか否かの意思決定の自由を侵害するものであり、黙秘権保障と相容れない。平野龍一氏が述べるとおり、黙秘権は「強制的な取調を受けない権利」なのである（甲11号証）。

さらに、出頭・滞留義務肯定説は、「捜査機関が黙秘している被疑者を説得しようとする」ことを認める点で、黙秘権の意義を決定的に損なう解釈である。そのことは江口氏に対する川村検察官の言動を見れば明らかである。

すなわち、川村検察官が江口氏に対して次の発言をしたことに争いはない。

『黙秘です。』と。それは怒るでしょう。なんなんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ。」

（訴状8頁「ア」、被告第一審準備書面（1）9頁「ア」）

「そういう見通しが立てられない時点で、もう刑事弁護人としては失格ですよねえ。自分の客観的な立場がわかっていない。」

（訴状9～10頁「エ」、被告第一審準備書面（1）11頁「エ」）

「鬱陶しいだけなんですよね。イライラさせる、人をね。」「鬱陶しいだけなんですよね。面倒くさい。それしかないですよね。」

（訴状10～11頁⑦「ア」、被告第一審準備書面（1）12頁「ア」）

これらの発言が被疑者に「圧力」を与えるものであることは論じるまでもなく明らかであるが、被告国は、これらのいずれの発言についても、準備書面において「真実を供述するよう説得したもの」であって適法であると主張している。被告国の準備書面が検察官の資格をもつ者らの目を通して作成されていることは公知の事実である。検察官らの認識は、こうした発言が適法な「説得」であるとするものなのである。

被疑者に取調室への出頭・滞留義務を強制し、「説得」を受けることを強いたならば、また必ず川村検察官と同じことをする検察官が現れる。それを食い止めるには、最高裁判所が「説得」を許さない解釈を示す以外に方法はない。

2 出頭・滞留義務肯定説は、供述するか否かの意思確認を取調室で行う必然性はないことを理解しておらず根本的に誤っている

さらに、出頭・滞留義務を肯定する見解は、取調べに応じるか否かの意思確認・意思表示が取調室で行われるべきものであることを所与の前提としている点でも、根本的に誤っている。

前述したとおり、黙秘権は「強制的な取調を受けない権利」であることから、近時は、黙秘権を行使する被疑者は、取調室に行くまでもなく弁護人を通じて事前に捜査機関に対してその旨の意思表示をし、取調べを受ける意思はないことを明確にするのが通常である（本書面添付資料6「座談会取調べ拒否を實踐して」季刊刑事弁護124号48頁）。黙秘権を行使する以上、川村検察官がしたような人格非難に晒されるのを待たずに黙秘権行使の意思を明確にしようとすることは、当然の対応である。

ところが、このように被疑者が取調室に移動するまでもなく黙秘権行使の意思を明確にしているのに、警察官がなおも取調室への移動を強制するケースがある。一例として、被疑者が書面をもって黙秘権行使を既に明確にしているのに、車椅子に載せられて、無理矢理階段を引きずりおろされて取調室に強制連行されたケースが報告されている（本書面添付資料7・城使洸司「移送申立てが認められた事例」季刊刑事弁護122号120頁）。

このように被疑者を物のような客体と扱う前近代的な実務を、出頭・滞留義務肯定説は追認することになってしまう。被疑者はあくまでも刑事手続の主体なのであるから、黙秘権を行使するか否かの意思表示をいつ、どこで、どのように行うかの選択権があることは当然である。出頭・滞留義務を肯定する見解は、取調べに応じるか否かの意思確認・意思表示が取調室で行われるべきものであることを当然の前提としている点で、当事者主義と全く相容れないし、黙秘権保障とも全く相容れない。

憲法が黙秘権を保障していることに鑑みれば、取調べ受忍義務が否定されるべきは当然であるが、出頭・滞留義務を認めるような中途半端な判断も、問題の根本的な解決とはならない。被疑者の黙秘権が侵害され続けている実務を改善するには、取調べ受忍義務を否定することはもとより、出頭・滞留義務も明確に否定する解釈が示されなければならない。

添付資料

- 1 大橋靖史氏の補充意見書
- 2 神奈川県弁護士会会長声明
- 3 取調べ問題事例に関する日弁連ウェブサイト及び報道記事
- 4 David T. Johnson 「Japan Needs a Real Right to Silence」
- 5 4を翻訳したもの
- 6 「座談会取調べ拒否を實踐して」季刊刑事弁護124号48頁
- 7 城使洸司「移送申立てが認められた事例」季刊刑事弁護122号120頁

以上

番号	タイトル	出典
1	2014年 窃盗事件（捜査段階は強盗事件）	日弁連「日本の刑事司法見える化プロジェクト」 https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/mondaijirei.html
2	2017年 窃盗事件	同上
3	2018年 殺人未遂事件	同上
4	2020年 殺人事件	同上
5	2020年 窃盗事件	同上
6	2020年 不正アクセス事件	同上
7	2020年 保護責任者遺棄致死事件	同上
8	2021年 強制性交事件	同上
9	2021年 業務上横領事件	同上
10	2021年 詐欺、会社法違反事件	同上
11	2021年 詐欺事件	同上
12	2021年 殺人事件	同上
13	2021年 青少年保護育成条例事件	同上
14	2021年 窃盗事件	同上
15	2022年 強要未遂事件	同上
16	2023年 火薬類取締法違反等事件	同上
17	黙秘権侵害映像、法廷で上映 国賠訴訟で異例の「文書提出」	「北方ジャーナル」ウェブサイト URL: hoppo-j.com/corporation_iss.html?ISS=2024_03_1
18	広島のパロディ弁護士らが国を提訴 黙秘権行使を告げた後も検察官が取り調べ継続	中国新聞デジタル URL: www.chugoku-np.co.jp/articles/-/724283
19	社説 特捜検事を「起訴」不当取り調べの根絶急務	毎日新聞 令和6年8月17日付 社説
20	「黙秘します」言い続け143回 映像が明らかにした取り調べの実態	朝日新聞デジタル 令和7年6月16日付 URL: digital.asahi.com/articles/AST6G43DXT6GPTIL00RM.html?ptoken=01JXW5TA1SWA3D9H1KW4SYH1VM

補充意見書

ー心理学からみた、黙秘している被疑者に対する
取調べの「圧力」の実際ー

令和7年12月26日

淑徳大学 大橋 靖史

本補充意見書では、令和7年10月31日に提出した「意見書－心理学からみた、黙秘している被疑者に対する取調べの『圧力』の問題－」において指摘した、江口氏への取調べにおける「圧力」の実際について分析・考察する。

「圧力」について意見書では

1. 長時間にわたる取調べから生じる「圧力」
2. 黙秘の遮断の繰り返しから生じる「圧力」
3. 尋問者による心理的・戦術的な「圧力」

の問題を指摘した。本補充意見書では、国賠訴訟に提出された録音録画反訳を資料として、そこにみられる上述の問題箇所を抽出し、それぞれの箇所の問題点について分析・考察した。

1. 長時間にわたる取調べから生じる「圧力」

長時間にわたる取調べから生じる「圧力」については、既に、提出した意見書において取り調べの時間を一覧表に示し、長時間にわたる取調べの問題について言及したが、江口氏自身の供述からもこの問題を指摘することができる。

【12】 平成30年10月23日 16:11:15～

江口 : トイレに。
川村検察官 : トイレがなんだ。
江口 : トイレに行きます。
川村検察官 : 「行きます」じゃなくて、「行きたいです」でしょ。
江口 : トイレに行きます。
川村検察官 : 「行きたいです」。
江口 : (沈黙)
川村検察官 : (事務官に) まあいいや、じゃあ呼んで。
なんで言い直さないんだ。
事務官 : すみません、調べ室の2なんです、トイレに行きたいというふうに申し立てているので、立会いをお願いしたいんですが。あ、でも職員の立会いをお願いしたいんですけど。いつもお願いしてるんですけど。はい。
川村検察官 : (江口に対し) だからさあ、あの、事前に行っというてもらえるかなあ、トイレ。前、毎回言ってるでしょ。そんなに長く、まだ調べやってないんだから。取調べの妨害になりますよ。トイレ行っといってくださいよ、事前に。当たり前の話でしょ。
江口 : (沈黙)
川村検察官 : 拘置所の人にも迷惑かかるんだよね。
江口 : (沈黙)
川村検察官 : 弁護士なんだから。
江口 : (離席する)

【発言における「圧力」と問題点】

トイレに行くことを求める被疑者に対し、直ぐには認めず、また、トイレに行くことを取調べの妨害になると述べている。更に、拘置所の人にも迷惑がかかると非難する際に、「弁護士なんだから」と職業的なアイデンティティを理由に非難を加えている。

【28】 平成30年10月28日 15:45:04～

江口 : トイレに行きます。
川村検察官 : 弁護士全体の、品位をね、

江 口 : トイレに行きます。
川村検察官 : おとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに、泣きながら言うしかねえんだよ！
江 口 : (沈黙)
川村検察官 : 何？
江 口 : トイレに行きます。
川村検察官 : いいよ、じゃあ。
江 口 : (沈黙)
川村検察官 : あんだけ時間かけてさあ、服着てるとか用意してる時間あるんだったら、トイレしてきなさいよ！何度も言うように！

【発言における「圧力」と問題点】

ここでも、トイレに行くことを求める被疑者の要望を一旦は無視している。その後、トイレに行くことを認めるものの、取調べの時間の長さに言及することなく、むしろ、被疑者の準備不足を非難する言動となっている。

2. 黙秘の遮断の繰り返しから生じる「圧力」

分析対象とした供述では、黙秘の遮断の試み自体は成功しておらず、また、その試みは次に検討する、尋問者による心理的・戦術的な「圧力」と現われていた。

3. 尋問者による心理的・戦術的な「圧力」

尋問者による心理的・戦術的な「圧力」は、更に次の4カテゴリーに分類される。

- ①供述を促す戦術的な発言
- ②弁護士としての被疑者に対する批判
- ③被疑者の人間性に対する批判や侮辱
- ④被疑者の身近な人を利用した戦術的な発言

3-1 供述を促す戦術的な発言

【3】 平成30年10月18日 15時25分40秒～

【川村検察官】

それは、別に、あなたから供述を得て証拠を増やしたいとか、そういう発想では全然ありません。前にも言ったとおり、今回の事件は、もう証拠関係上、あなたが黙秘しようが、様々な弁解を繰り広げようが、十分に罪体立証できると思ってる。だからこそ、弁護士であるあなたを、地検として、逮捕してるわけですから。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでは、供述の有無やその内容に関わらず、立証可能であることを強調している。こうした「圧力」は、Reid Techniqueにおいて決定的な証拠がなくてもそれがあるかのように振る舞うことで、被疑者に圧力をかける手法の一つと見なすことができる。

【6】 平成30年10月21日 13:59:03～

江 口 : (沈黙)

川村検察官 : なん、何なのそれは。それは黙秘権の行使なんですか。あなたの言ってる黙秘権って何なんですか(笑い)。全然理解できないんだけども(笑い)。っていうかあなた自身もわかってないんじゃないの？

江 口 : (沈黙)

【発言における「圧力」と問題点】

黙秘権の行使それ自体を非難し、且つ、「あなた自身もわかってないんじゃないの」と被疑者を侮蔑する発言をすることで、被疑者に「圧力」を加えている。

3-2 弁護士としての被疑者に対する批判

【4】 平成30年10月18日 15:28:48～

川村検察官 : なぜそんなこともできない!

江 口 : (沈黙)

川村検察官 : 弁護士だろ!

【発言における「圧力」と問題点】

「なぜそんなこともできない」「弁護士だろ」と強い口調で非難することで、心理的な「圧力」を加えている。

【8】 平成30年10月21日 14:04:53～

【川村検察官】

まあ私もいろいろ刑事弁護で手強い相手の先生方とね、あのやり取りしたことあるけども、ま、そういった先生方、やっぱ、優れた方々はやっぱすごいなって率直に思いますよね、あの、着眼点鋭いになっていうのはね。でも、あなたの、たとえばその恐喝、傷害の事件の弁護活動やってる記録、改めてちょっと見直してみたりもしたし、あるいはあなた自身がノートでね、その事件に関してはかなり思い入れもあるような記載ぶりになっていたから、まあちょっと見てみようというところもあって見てみたんだけど、やーっぱり、ピンと来ないですよ。できるな、と思わなかった、少なくとも。何、細かいところ、目行っちゃってんのってね。

仮にそこのところをものすごい詰めてきてね、私の部下が、部下、仮にね、部下がその捜査に当たっていて、で、ここを詰め切りました、みたいなことを、ま、あなたがね、たとえばあの、検事だったら、そういうことをやってくるのかもしれないけど、それで? (笑い) みたいな話ですよ。何それって。あそうなの、頑張ったんだねって。おお。じゃあ肝心の部分はどうなの? っていうところで答えられなかったら、何やってんだって話だしね。

【発言における「圧力」と問題点】

本件とは関係のない弁護記録をもとに、弁護士としての被疑者の技量について貶めることで、「圧力」をかけている。

【13】 平成30年10月23日 16:18:45～

江 口 : (トイレから戻ってきて着席する)

川村検察官 : 「取調べ中断してすみませんでした」とか言うんじゃねえの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の。

江 口 : (沈黙)

川村検察官 : 合議体で裁判所で認められてんだから、犯罪の嫌疑があることは。はっきりと。

江 口 : (沈黙)

川村検察官 : 何でそんなことをね、言わせるんですか。子供じゃないんだ

から。弁護士なんでしょ？あまりにも格好悪いですよ。

【発言における「圧力」と問題点】

「子供じゃないんだから」「弁護士なんでしょ」といった発言により、被疑者を侮蔑することで、「圧力」を加えている。

【14】平成30年10月25日 11:07:57～

川村検察官：司法試験はねえ、三振しかねないところで、ギリギリ頑張っ受かった。まあ苦しかったんでしょねえ。まあそんな時に比べりゃあ楽だと、こんなこと考えてるんですかねえ。まあ、でもさあ、その司法試験の時は、頑張っ、先があったわけじゃないですか。現に合格してねえ、弁護士になれたわけだから。で、今回、何も生まないですよ。頑張った、頑張ったとしてもね。本質的に、全然状況違うんですよ。そういうとこ、理解できてますか？単にね、苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない？どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるように思えるんだけどねえ。本質を見れないから。

【発言における「圧力」と問題点】

司法試験に合格したことや被疑者の思考過程について、ギリギリ頑張った、本質を見れないからといったネガティブな評価をし貶めることで、「圧力」を加えている。

【16】平成30年10月25日 11時22分13秒～

【川村検察官】

いや、そりゃ弁護士怒りますよ。みんな、弁護士ってそんなことばっかやってんだって思われちゃうもん。同類だと思われちゃうもん。

おそらく普通の弁護士は、そこまでは絶対やってない。なぜなら犯罪だし、そりゃやっちゃいかんって、たぶん教育受けてるから。自覚してるから。

で、法律知ってればね、なぜ秘密、接見交通で秘密が認められてるかってたら、弁護士は通謀しない、証拠隠滅しない、犯人隠避しないっていう前提になっているから。そういう信頼があるから、こういう建付けになっているわけで。

でもあなたは、そういう法律の理解、全然してないわけだよ。金のために弁護士の地位悪用して、情報垂れ流して、捜査妨害して。窃盗、窃盗行為を助長し、それを資金源としている暴力団から資金を得る、そういう構図じゃないか。少なくともそういうかたちになりますよね、立証上。

で、争えば争うほど、そういった情報が拡散される。

【発言における「圧力」と問題点】

被疑者の弁護士としての仕事を貶めることで、「圧力」を加えている。

【19】 平成30年10月26日 14:53:00～

【川村検察官】

んでさあ、あの、普通有能力がある弁護士であれば、もうそうなることが直感的にわかるから、別に個人の住所書くんすよ、普通に。ね。そこで、あくまでも■■■■事務所の住所書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、あなた、どっかおかしいっすよ。能力がねえ、足りてないっすよ。争うとこ間違ってるんすよ完全に。

【発言における「圧力」と問題点】

「普通有能力がある弁護士」との対比において、被疑者の弁護士としての能力が不足していることを指摘することで、「圧力」を加えている。

【21】 平成30年10月26日 15:18:04～

【川村検察官】

そんな人が、自分の能力だけを過信して、この厳しい状況でね、証拠関係、事実関係としても極めて厳しい状況の中で、公判で空回りすると、まあ可哀そうですよ、奥さんにしても、子供さんにしても、ご両親にしても。おそらく今は、そんな厳しい状況だって誰もわかってないんですよ、あなたの親族も含めて、あなた自身も含めて。うーん。宮村先生、中野先生はわかっておられるんだけど、あなたの意向を多分尊重してるんでしょうねえ。謎の意向を。

完全に謎なんですよねえ。

だから、無理ですよ。あの、いろんな意味で、あなたが刑事弁護をやってくっというのはね、無理だったんですよ。こうなるんですよ、いずれ。どっかではまるんですよ。だって、毎回毎回判断間違ってるだもん、そりゃあ。して、弁護士は弁護士で職責重いわけだから。今回だってそうですよねえ。完全にあやま、誤るわけですよ。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでは、家族や先生といった身近な人々を挙げながら、被疑者の意向を批判し、そのうえで、被疑者の刑事弁護人としての力量を貶める批判をすることで、「圧力」を加えている。

【21】 平成30年10月26日 15:18:04～

【川村検察官】

だからやっぱり、ちょっと残念ながら、ねえ、あの、うーん、物事を客観視できないっていうのは非常に悲しいですよ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで。で弁護士なもんだからねえ、まあ、■■■■先生の■■■■法律事務所でも、あんまりみんな刑事事件やらないもんだから、教えてくれる人いないわけだし。ねえよその、いろいろ名前挙げておられたけども、まあ■■■■弁護士も含めてねえ、まあ所詮、いつ敵になるかっていうかた

ちだし。弁護士さんは弁護士さんでそれぞれプライドあるから、本質的なことはやっぱり教えてくれないわけですよ。具体的なやり方の場面として。まあ中野先生とかねえ、宮村先生には、ある程度教えてもらったのかもしれないけども。しかしそれにもやっぱり限界がありますよねえ、毎日見てるわけじゃないですからねえ。であなたは結構そういう、信用できる、この人はすごいってなると、丸飲みにし、するんでしょうしねえ。自分で、こう咀嚼して、自分に、こう定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けてるんじゃないかなあと思っています。

【発言における「圧力」と問題点】

弁護士仲間や先生の名前を出しながら、被疑者の刑事弁護能力について貶めることで、「圧力」を加えている。

【24】 平成30年10月28日 11:39:23～

【川村検察官】

おそらく、あの、黙秘権のところは、宮村先生っていうよりあなただよ。あの稚拙な主張。なんだこれって。ほんつとに、些末な点をね。あの、それじゃ無罪とれないですよ？刑事弁護。まあ、実際取れてないと思うけど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ。前にも言ったけども。

まあ、それは他の、あの事件直接に担当してた人からも私話聞いているから。鬱陶しいだけなんです。あの、イライラさせる、人をね。まあ、それがあなたの狙いなんだろうけども。でも、そんなところで、あの、あなたはねえ、自分のノートに、その、やっぱ自分が強くないといけない、言うことを聞かせるためには、みたいなことをね、対検察、対警察との関係でもそういう趣旨のことを書いていたけれども、あの、全然強くは見えないですよ。鬱陶しいだけなんです。面倒くさい。うん。もう、そ、それしかないですよ。手強いなっていう感じにはならないんですよ。

今回の、あの、手続の、一連の手続見てもそうですよ。みんな首傾げてますよ（笑い）、何なんだって。可哀そうですよ、宮村先生とかも。宮村先生の評価も落ちちゃってるんだから。何だこれって、何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ？あの、時間でこんなに取調べ受けてます、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、ね、これ以上の取調べ続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言ってるんだ、全然理屈になってねえじゃねえかって。で、チマチマチそういう主張を、あの、考えて、毎回毎回取調べ時間を覚えていて、他方で取調べ状況報告書には署名しないっていうね。もう、な、何をしたいのかが、全然、その本質が見えていないところがねえ、もう、完全に露呈してますよねえ。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでも、宮村先生の名前を出しながら、被疑者の弁護人としての技量を貶める発言が続いている。こうした「圧力」を加えることで、被疑者による発言（反論）を導き出すことが図られている。

【32】 平成30年11月1日 20:43:46～

【川村検察官】

いやだから、嘘ついてごまかすことなんてできないし。裁判所でまた嘘言ってさあ、逃げようとしなくてくださいよ、もう嘘つきのやめてくださいよ。それはあなたが一番よくわかってるわけでしょ？自分が嘘ついてること。そこは、もう、正面からちゃんと見据えなさい。それを人のせいみたいなね、事実無根って言うてみたりとか、嘘ついて、■■■■のせいにしてたり■■■■のせいにしてたり、あるいはそんな供述に乗った検察庁のせいにしてたり、ねえ、みつともないでしょう。んで自分はしれっと仕事戻るつもりですつつつてさあ。誰がそんなあなたのこと信用するんだ今後、そんな態度で。嘘に嘘重ねることになりますよ。もともと嘘つきやすい体質なんだから、あなたは。フロッピーのことだって平気で嘘つくし、ねえ。あんなにはっきりと嘘つかれたのは、久しぶりっすね。あの、隠したりとかね、こっちが訊かないから答えないとかさあ、そういうのは往々にして取調べでもあるんですよ。だけど、はっきり、取調べにおいてね、明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足突っ込んでると思うな。

【発言における「圧力」と問題点】

被疑者の弁護活動に関わる発言を他罰的な嘘として批判し、それを嘘つきやすい体質、あるいは、詐欺師的な類型の人と被疑者の人格に関係するものとして語ることで、「圧力」をかけている。

3-3 被疑者の人間性に対する批判や侮辱

【10】 平成30年10月21日 14:57:00～

【川村検察官】

まああるいはね、もうちょっと、いろいろ考えてて、ちょっと、あの、何ていうか、視野が狭いなっていうふうに、あなたについてね、感じる部分もあって。まあごめんなさいね、さっきから偉そうに説教してるけど、あなたがしゃべらないからこうなってるんだからね。あの、あなたが何かしゃべり始めれば聞く立場に回るんだけど、しゃべらないから、こっちでしゃべるしかないからしゃべってるんで、あれだけでもね。

やっぱりだから、何か細かいんですよね、あの、視点が。事件の見方にしてもねえ。

【発言における「圧力」と問題点】

被疑者の視野の狭さを指摘することで侮辱するとともに、仕事と関係する事件の見方にもむすびつけることで、「圧力」をかけている。

【19】 平成30年10月26日 14:53:00～

【川村検察官】

まあこんなような、お子ちゃま発想だったんでしょうねえ、あなたの弁護士観っていうのはねえ。全然大間違いですよ。ガキだよね、あなたって、なんかね。子供なんだよね。子供が大きくなっちゃったみたいだねえ。昨日の押収手続のことにしても、昨日さんざん言ったけど、あの、発想が子供なんすよね。なんか昨日の押収手続見てても、なんか大きい子供がいるなあみたいだね、ちょっとびっくりした感じですよ（笑い）。うーん。まあ逆にいうと、素直だなあ（笑い）っていうところなんだけども、根っこは素直なんだろうなあ。まあ上から目線で申し訳ないけども。面白いですよええ。

【発言における「圧力」と問題点】

発想が子供であるという批判をことばを変えながら、繰り返し主張することで、「圧力」を加えている。

3-4 被疑者の身近な人を利用した戦術的な発言

【2】 平成30年10月18日 15:15:45～

【川村検察官】

あなたがこうやって黙秘で徹底的に争いますと、裁判所の勾留質問でも言うようにねえ、事実は争いますと、事実無根ですと。で私から言わせればねえ、虚偽の弁解に基づいて、そういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。奥さんとか子供さんにも迷惑かかるんですよ。みんな、いろんなね、それぞれの立場であなたのこと見てるんですよ。単純に黙秘権っていう権利を行使すればね、事が自動的に進んでくとか、そういうことじゃないんですよ、知っているとおり。弁護士なんだからあなたは。

中野先生とかねえ、宮村先生だって、おそらくは本当の事実関係知りたいと思ってるはずだと思いますよ。もうこういう刑事事件になっちゃってるわけですから。きちんと真実をね、語らないと、そういう人たちにもね、迷惑かかっちゃうし、騙すことにもなっちゃうのかもしれないし。それおかしいと思いますよ。

（中略）

んで、いろいろマスコミのことも気にされてたけど、そういうことも含めて、注目されてるわけですよ。いろんな人が見てるわけですよ。まあ家族が一番大変ですけど、おそらく。ねえ、15日の日も、捜索一緒に行ってほしいってこと言ったら、言っていましたよねえ、いや家族が大変なんだと。まああなたの頭の中で逮捕されるんじゃないかってところが一番気になってたと思うんだけど

ねえ。で、現実にはそうなってるわけですよ。だからみんな見てるわけですよ。早稲田大学の関係者の人とか、東大ローの関係者の人とか、あるいは同期とか、研修所の教官とか。まあ14日の日にね、いろいろあなたの身上関係、かなり詳細に私も聞いたから。いろいろな人が、今後のあなたの態度、こういう、まあある意味極限的な状態ですよ。ねえ、弁護士のねえ、資格失うかどうかってところもありますよ。ねえ。裁判にかけられて、刑務所に行くのかどうかってところもありますよ。ねえ。そういう極限的な状態で、まあ一体どういう態度で臨むのか、みんな見てますよ。

【発言における「圧力」と問題点】

奥さん・子供さんといった家族、及び、中野先生・宮村先生といった恩師あるいは大学・大学院の関係者等への迷惑に言及することで、心理的な「圧力」を加えている。

【4】 平成30年10月18日 15:28:48～

川村検察官 : それで、言い分も聞きたいところはある。情状のことも含めて。まあそうすると、今黙秘してるっていうあなたの態度は、困る。それは証拠上困るんじゃないかと、まあ私が少なくとも、ちょっとだけですけど、たとえばね、奥さんとの関係とか、あるいは中野先生も1日ガサ付き合ってくれたりとかしてたし、まあそういった人たちとの関係でも、このまま黙秘で、あなたが徹底的に争うっていう姿勢をとることはね、それは私としても困る。お節介かもしれないけども。決して良いことだと思わない。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでも、奥さんや中野先生の名前を出し、そうした人たちに迷惑がかかることを強調している。

【17】 平成30年10月25日 11:25:15～

【川村検察官】

いや、弁護士中、全員を敵に回すと思いますよ？宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると思いますよ、何であんな奴の弁護するんだって、ねえ。

いや、犯罪者でね、ただ、法的能力とかに乏しい人たちを、弁護人がプロとしてね、法的な部分も含めてアドバイスをしてく。こういう構図のもとで、刑事弁護としてね、活動するっていうのは、いかにまあ、たとえば殺人を犯してしまったとかねえ、そういう人であっても、それは理屈として、弁護士として、刑事弁護やってくることについてね、正当性というか、まあ弁護人としての正義感とかねえ、そういうものが実現できる部分があると思うけども、あなた別に、自分で考えりゃいいじゃん、弁護士なんだから。

だから宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよ。ねえ。自分でやればいいじゃん。自信あるんでしょ？自信なければねえ、刑事弁護な

事務官：はい。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでも、家族（父親や母親）や先生（宮村先生や中野先生）について言及することで、これらの人々と被疑者との間での情報伝達が十分でないことを指摘することで、「圧力」をかけている。

【25】平成30年10月28日 14:42:29～

【川村検察官】

だからやればいいじゃないですか。それは別に全然いいんだけど、それはあなたのためにならんし、まああなたは確信犯でやってるからそれはいいとして、もう周りが可哀そうですよねえ、やっぱり。家族とか、あとは、その弁護士仲間とか、あるいは、あなたに関わった修習の関係とか、あるいは学校の先生とか。学校の先生ってのは早稲田大学の先生とかね、東京大学の先生ですよ。その人たちだって嫌な思いするわけですから。あなたが騒げば騒ぐほど、なんであるな、あんなことになってんだって、批判されちゃいますよ。どういう勉強の仕方をしてたんだってねえ。ロースクールでいったい何を教えてたんだって話だし、で早稲田の成績結構よかったってなったら、なんでそんな奴が成績いいってなってんだって、教育制度どっか欠陥あるんじゃないかって、こうなりますよ。まあさすがにねえ、修習では見抜かれて、検察庁も裁判所も採ろうともしなかったから、そこはそこで見抜かれてね、だから司法研修所がまあよかったのかもしれないけども。ねえ。

んで、あなたのゼミの先生、早稲田のゼミの先生、慶應の先生って言ってたけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことをすごく、あの、褒めてたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。これじゃないですか。して、法廷でわけのわからないこと喚いてるって。人見る目ないんじゃないかって思われちゃいますよね。私はそう思ってるけども、すでに。

【発言における「圧力」と問題点】

被疑者に関係する家族や先生、弁護士仲間等に言及し、その人たちが嫌な思いをしたり、その人たちの指導の仕方を批判することで、心理的な「圧力」を加えている。

【26】平成30年10月28日 15:12:40～

【川村検察官】

他方ではあなたは、奥さんにも、家族にも、2日で出るとかね、10日が出るとか、わけのわからないことを言って（笑い）、実際は20日、20日か22日間はもう確定してるわけだね、今の時点でもう。んで挙句の果てに今度、公判請求されて、月単位。一体何を信じればいいんだって話だよ。あなたのこと信じてあげたいって気持ち、おそらく家族であれば、今の時点ではあるのかもしれないけど、あなたの言ったことと起きてる事態が全然違うわけだか

ら、何でなんだってなるよねえ、それは。そうすつと、あなただって疑われちゃうんじゃないの？あの子あんなこと言ってたけど、ちょっとそれは軽々しく見てたんじゃないの、間違ってるんじゃないのってねえ。で宮村先生、中野先生だって、そんなこと言われたら、説明に窮すると思うんだよねえ。すつと家族、どうしていいかわかんなくなっちゃうし。

【発言における「圧力」と問題点】

ここでも、家族や宮村先生・中野先生との意思疎通がうまくいっていないことを示唆している。彼らとの良好な関係が崩れる可能性について言及することで、「圧力」を加えている。

4. まとめ

ここまで検討してきたように、川村検察官は、被疑者に対し、さまざまな「圧力」をかけることで、被疑者の黙秘権を侵害することを意識的か否かにかかわらず試みていたことが明らかとなった。従来は、取調べの「圧力」については、殴る・蹴る・縛る・長時間拘束するといった物理的な圧力、いわゆる強制・拷問が問題とされてきた。しかしながら、そうしたあからさまな物理的な圧力がたとえ減ったとしても、本補充意見書において指摘したようなさまざまな心理的な「圧力」が、供述するか否かの自由な意思決定に影響を及ぼす可能性に十分注意を向けることが必要である。

最後に、令和7年10月31日に提出した「意見書 ー心理学からみた、黙秘している被疑者に対する取調べの『圧力』の問題ー」における分析・考察、及び、本補充意見書における取調べの「圧力」に関する分析・考察を踏まえ、以下のとおり全体のまとめを提示する。

① 取調べに不可避的に内在する「圧力」の性質

取調べが被疑者に対し心理的負荷として作用する「圧力」は、そのすべてが取調官の意図的な威圧や戦術によるものではない。そこには、意図せざる心理的な圧力も存在する。

取調べの場は、その設定された環境自体に起因する不可避的な「圧力」を内在する。具体的には、取調べの「場所の閉鎖性」（外部と隔離された空間に置かれること）と、そこでの「時間の拘束性」（決められた時間、その場に留め置かれること）は、取調官の姿勢とは無関係に、被疑者にとって逃れがたい心理的・肉体的な負荷として作用し続けることになる。

この種の圧力は、取調官が拷問的な圧力を尋問においてかけなかったとしても、心理的な圧力を伴う取調べを継続する限り、必然的に生じ、回避することはできない。すなわち、取調べという行為に内在する構造的な要素であると言える。

今回分析の対象とした、江口氏への取調べでは、それが刑事施設という「閉鎖された空間」で行われ、かつ「長時間にわたり継続」されたという点において、被疑者に対し心理的・肉体的な負荷を及ぼす不可避的な「圧力」を内在する。

特に、江口氏が黙秘の意思を明確に表示した後も、先述した心理的な圧力を伴う取調べが長時間にわたり、あるいは連日にわたり継続されたという事実は、この構造的に回避不能な「圧力」を不当に延長し、被疑者に加わり続けさせたことを意味する。

② 不可避の「圧力」が黙秘権行使に及ぼす強い影響

黙秘権は本来、被疑者の「供述しない自由」を自由な意思に基づき行使できることを保障するものである。しかしながら、被疑者が黙秘の意思を明確に示し、供述を拒否しているにもかかわらず、上述した不可避の「圧力」（閉鎖空間での時間的拘束）の下に置かれ続けることは、被疑者の精神的な疲弊を深め、供述するか否かの判断に極めて強い影響を及ぼす。

この不可避の圧力は、拷問的な威圧や非人道的な取扱いとまでは言えない場合であっても、被疑者の自由な意思決定能力を徐々に摩耗させ、結果として、真に自由な意思に基づく供述判断を歪ませるリスクを増大させる。

今回の江口氏に対する取調べにおいて継続的に適用された不可避の心理的な「圧力」は、被疑者が供述するか否かの自由な意思決定に対し、極めて強い影響を及ぼした可能性が高い。

被疑者が「供述しない自由」を貫いているにもかかわらず、閉鎖空間での時間的拘束を伴った不可避の心理的「圧力」の下に置かれ続けることは、その判断力を徐々に疲弊させ、心理的な「圧力」により供述するかしないかの判断に強い影響を及ぼす状態をもたらした可能性が高い。この状態は、実質的な意味での黙秘権の行使を極めて困難にするものである。

③ 黙秘権の実質的保障のための取調べの終結

黙秘権を実質的に保障するためには、被疑者が供述をしないという意思表示を貫いている場合、その意思を尊重し、取調べの継続によって不可避免的に生じる上述した心理的「圧力」から被疑者を直ちに解放する措置が不可欠である。

したがって、被疑者が黙秘の意思を明確に表示した時点で、取調べを直ちに終結させることが、取調べの不可避免的な圧力による弊害を防ぎ、被疑者の黙秘権を実質的に保障するために必要であったと考えられる。

その意味において、今回分析対象とした江口氏に対する取調べは、黙秘の意思が明確に示された時点で取調べを終結させるという、構造的・心理的圧力から被疑者を解放するための措置を怠っていたと言える。

こうした措置の欠如は、取調べに内在する心理的「圧力」の増幅を許し、結果として、被疑者が真に自由な意思に基づき黙秘権を行使できるという黙秘権の実質的保障を損なうものであった。したがって、江口事件の取調べは、取調べに内在する心理的な圧力の観点から、重大な問題を抱えていたと見なすことができる。

以 上